

札子支第 16031 号

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日

各施設（園）長 様

札幌市子ども未来局子育て支援部長

「札幌市保育所児童保育要録」の改訂について（通知）

日頃より札幌市の児童福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般、子ども家庭庁及び文部科学省より、保育所や認定こども園においても、業務の I C T 化を推進し、保育士や保育教諭等の業務負担軽減を図り、働きやすい環境を整備するため、指導要録等の原本の電子化を推進するよう示されました。併せて、国から「幼保連携型認定こども園指導要録」の参考様式について押印欄を省略した様式が示されたことを踏まえ、関係機関の代表による札幌市保育所児童保育要録改訂検討会議を開催し、「札幌市保育所児童保育要録」（以下「保育要録」という。）及び「札幌市保育所児童保育要録 記載の手引」（以下「記載の手引」という。）について検討いたしました。

つきましては、別添のとおり「保育要録」及び作成に際する参考資料としての「記載の手引」を改訂いたします。令和 5 年度より、改訂した「保育要録」及び「記載の手引」にて「保育要録」を作成していただきますようお願いいたします。

なお、今回の改訂においては、「保育要録」の様式の施設長氏名及び担当保育士氏名の欄の「印」を削除し、押印を不要としたほか、「保育要録」の保存方法として、紙保存に加え電子保存を可能としました。「記載の手引」を参考にデータ管理を徹底し、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「札幌市保育所児童保育要録」
- 2 「札幌市保育所児童保育要録 記載の手引」 令和 5 年11月

【担当】札幌市子ども未来局子育て支援部

子育て支援課指導担当係 横山

Tel211-2985 Fax 231-6221

参考資料

札幌市保育所児童保育要録

記載の手引

令和5年（2023年）11月

札幌市子ども未来局子育て支援部

目 次

1	保育所児童保育要録について・・・・・・・・・・	1
2	保育所児童保育要録様式・・・・・・・・・・	2
3	保育所児童保育要録に記載する事項・・・・・・・・	3
4	保育所児童保育要録の取扱い上の注意・・・・・・・・	4
5	保育要録記載上の注意・・・・・・・・・・	5
6	保育要録の記載の仕方・・・・・・・・・・	6
7	保育要録記載のポイント・・・・・・・・・・	7
8	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿・・・・・・・・	8
	別紙「学校送付用」・・・・・・・・・・	9

1 保育所児童保育要録について

保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号、平成 21 年 4 月 1 日適用）において、保育所に入所している子どもの就学に際しては、保育所と小学校との連携の観点から、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校に送付することと義務付けられました。

このことを受け、札幌市では「保育所児童保育要録様式等作成プロジェクト」において「札幌市保育所児童保育要録」を検討・作成いたしました。更に平成 27 年には小学校への引継ぎが円滑になるよう一部改訂しました。また、平成 30 年には保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号、平成 30 年 4 月 1 日適用）において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加されたことにより一部改訂いたしました。

保育所児童保育要録は、施設長の責任の下に、担当の保育士が記載するものですが、記載に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、保育所から小学校へ子どもの可能性を受け渡していくものであることを認識し、「保育所保育において育まれた資質・能力」「保育の過程と子どもの育ちに関する事項」について簡潔にまとめ、小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものになることが大切です。

平成 21 年度から参考資料としておりました札幌市保育所児童保育要録「記載の手引」は、令和 5 年（2023 年）、こども家庭庁より保育士等の業務負担軽減を図るため、指導要録等の原本の電子化を推進するよう事務連絡が発出されたことに伴い、「札幌市保育所児童保育要録検討会議」を開催し改訂いたしました。

本手引が、保育所での子どもの育ちがそれ以降の子どもの生活や学びへとつながる「保育所児童保育要録」作成の参考になることを願っております。

- * 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条
- * 保育所保育指針第 2 章
- * 保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（通知）
- * 小学校学習指導要領

2 保育所児童保育要録様式

札幌市保育所児童保育要録

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

ふりがな		性別	就学先	② 小学校
児童氏名	①	男・女	生年月日	年 月 日生
入 所	年 月 日	③ 卒 所	年 月 日	
保育所名	④ 保育所所在地			
A 保育の過程と子どもの育ちに関する事項	(最終年度の重点)		(個人の重点)	
	(1)		(2)	
ねらい (発達を捉える視点)		(保育の展開と子どもの育ち)		
健康 人間関係 環境 言葉 表現	健 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 康 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。		B 最終年度に至るまでの育ちに関する事項	
	人 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 間 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 関 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。			
	環 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 境 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。			
	言 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 言葉 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 業 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。			
	表 いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 現 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。			
	(4)			
施設長氏名	⑤ 担当保育士氏名			

3 保育所児童保育要録に記載する事項

● 入所に関する記録

- ① 児童の氏名、性別、生年月日
- ② 児童の就学先（小学校名）
- ③ 児童の保育期間（入所、卒所年月日）
- ④ 保育所名及び保育所所在地
- ⑤ 施設長氏名及び担当保育士氏名

● 保育に関する記録

保育に関する記録は、保育所において作成した様々な記録の内容を踏まえて、最終年度（小学校就学の始期に達する直前の年度）の1年間における保育の過程と子どもの育ちを要約し、就学に際して保育所と小学校が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料としての性格を持つものとする。

また、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、記載すること。

A 保育の過程と子どもの育ちに関する事項

(1) 最終年度の重点

年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

(3) 保育の展開と子どもの育ち

最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の様子（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。7ページを参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

(4) 特に配慮すべき事項

子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。

特別な配慮を要する子どもについて記載する際は、診断名及び障がいの特性の

みではなく、その子どもが育ってきた過程について、その子どもが抱える生活上の課題、人との関りにおける困難等に応じて行なわれてきた保育における工夫及び配慮を考慮した上で記載すること。

B 最終年度に至るまでの育ちに関する事項

子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

4 保育所児童保育要録の取扱い上の注意

(1) 保育所児童保育要録の作成

ア 札幌市保育所児童保育要録（以下「保育要録」という。）の様式は、札幌市が作成する。

イ 保育要録の通知文と様式は毎年 12 月頃、札幌市より各保育所に送付する。

ウ 保育要録は施設長の責任の下、担当の保育士が作成する。

(2) 保育要録の送付

ア 小学校就学の際、その「[※]写し」を児童の就学先となる小学校の校長に送付する。

※「写し」とは、作成した要録の原本を印刷（コピー）したものである。「写し」についてはコピー用紙でも可とする。

・ 送付方法

① 小学校への持参

② 郵送（特定記録郵便）

イ 「学校送付用」については、札幌市内の全ての小学校へ札幌市より送付する。

ただし、札幌市外の小学校へは、各園から保育要録と「学校送付用」の両方を送付する。

ウ 送付期限は 3 月 25 日までとする。

（ただし、25 日が土曜日、日曜日と重なる場合には、その前の平日とする）

(3) 保育要録の保存

保育所は、保育要録の原本について当該児童が小学校を卒業するまでの 6 年間、保存することとする。

保育要録の保存方法は、従来通り紙保存のほか、電子保存も可とする。

＜紙保存の場合＞

保育要録の用紙は A 4 判縦型とし、保存期間に耐えうるよう、紙質は白上質紙中厚口とする。

基本的に氏名欄への押印は不要とするが、原本と区別するために「施設長氏名」「担当保育士氏名」横への押印は可とする。その際は、押印した要録を原本とすること。

＜電子保存の場合＞

電子で保存する場合は、PDF でデータ化したものを原本とすること。また、決裁後の要録は、アクセス権限を設定するなど、職員が自由に閲覧、編集することが

できないよう施設長の責任の下、要録データの管理を徹底すること。また、U S B 等の外部記憶媒体への保存は、持ち出しや紛失等による個人情報流失の恐れがあるため推奨しない。

(4) 個人情報の取扱いについて

保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、適切に取り扱う。

＜根拠法令＞

私立保育所 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

公立保育所 札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）

（指定管理者含む）

ア 保育要録の第三者（小学校）への提供について

保育所に在籍する子どもについては、保育所保育指針第 2 章の 4（2）ウに基づいて提供する場合においては、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号（法令に基づく場合）、札幌市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号（法令等に定めがあるとき）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

イ 保育要録の開示について

保育要録は、子どもの保護者から請求があった場合、開示しなければならない。

＜私立保育所の場合＞

開示請求は各保育所（法人）にて受け付け、個人情報の取扱規程に基づき取り扱う。

＜公立保育所、指定管理者の場合＞

札幌市個人情報保護条例に基づき取り扱う。

情報開示請求受付窓口・・・札幌市総務局行政部行政情報課

（各区役所広聴係でも取次ぎ可）

＊関連法規程

児童福祉法第 18 条の 22 「秘密保持義務」

「保育士は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。」

(5) 保育要録送付に関わる保護者への周知について

保育要録の趣旨及び内容とともに、就学先の小学校に送付されることを周知する。

入園のしおり、重要事項説明書への記載・保護者懇談会・最終年度の懇談会等において説明する。

5 保育要録記載上の注意

保育要録を手書き又はパソコン（ワード等）で作成する場合は、以下のことに注意し作成すること。

- (1) 名称等 ※手書きもしくはゴム印のほか、全てパソコン入力を可とする

ア 「保育所名」、「保育所所在地」の欄

保育所名、保育所所在地は、正式な名称を記載する。

私立の場合・・・法人名 ○○保育園(保育所)

公立の場合・・・札幌市○○保育園

イ 「施設長氏名」「担当保育士氏名」の欄

施設長氏名については、保育要録の小学校への送付時に施設長であった者とする。

担当保育士氏名については、記入者（作成者）とする。

「施設長氏名」「担当保育士氏名」欄への押印は不要とする。

(2) 手書き

ア 仮名遣い

現代仮名遣いに基づく。漢字は常用漢字を用い（氏名や地名などの固有名詞はこの限りでない）、書体は楷書とする。文中の数字や住所内の数字は、算用数字を使う。

イ 訂正、変更の仕方

記入した事項に変更が生じた場合は、その都度訂正する。前に記入した事項も読み取れるように、2本線を引いて消し、訂正する。誤記で訂正する場合は、線で消した部分に記載者の認印を押す。紙を張ったり、インク消しや修正テープなどで訂正してはならない。

ウ 用具

手書きの場合は、黒のペンやボールペン（水性インクは不可）を使用する。

(3) パソコン（ワード等）

現代仮名遣いに基づく。漢字は常用漢字を用い（氏名や地名などの固有名詞はこの限りでない）、書体は明朝とする。文中の数字や住所内の数字は、算用数字を使う。

6 保育要録の記載の仕方

保育要録は、最終年度に至るまでの保育における指導計画や長期的な見通しと日々の子どもの観察とが結びついて書かれているものである。これまでにどのような指導や環境を通して保育を行ってきたのか、その中で子どもがどのような力をつけてきたのか、そうした一連の過程を、具体的な活動の記載を通じて伝えることが重要である。

- ・ 日々の子どもの成長の記録を書き留めておく。
- ・ 一人一人の子どもの入所してからの個人記録を作成する。
- ・ 担当保育士の子どもの捉え方が適切であるか見直し、他の保育士等と子どもについての情報を交換し合うなど、保育所全体が子どもにまなざしを向け、共感的に理解し、援助していくという思いをもって見ていくことが必要である。
- ・ 子どもの育ちについて、保護者との共通理解を図る。

7 保育要録記載のポイント

- ・ 子どもの可能性に着目し記入する。
- ・ 子どもの姿が具体的にイメージできる言葉で記入する。
- ・ 資料（個人記録等）などを基に事実在即して記入する。
- ・ 言葉遣いや表現方法について十分留意し記入する。
- ・ 断定的、又は極端な記述を避ける。
- ・ 他の保育士等の意見も聞き、客観的に子どもを捉え記入する。
- ・ 接続詞を減らすなど、長文を避け、簡潔にまとめる。
- ・ 最も伝えたい事項について、最初に記入する。

8 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。	
健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

保育所児童保育要録の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

札幌市保育所児童保育要録記載事項

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

○保育の過程と子どもの育ちに関する事項

＊最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

＊個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

＊保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の姿（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。下記表を参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

＊特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。

○最終年度に至るまでの育ちに関する事項

子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。	
健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもちようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

保育所児童保育要録の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

平成 21 年 4 月

作成

平成 27 年 12 月

改訂

平成 30 年 11 月

作成

令和 5 年 11 月

改訂

平成 21 年度 札幌市保育所児童保育要録様式等作成プロジェクトメンバー

菊 地 秀 一	三和新琴似保育園長
橋 本 睦	丘珠マスカット保育園長
尾毛川 ひとみ	心の里親保育園長
吉 田 鏡 子	札幌市新川保育園長
柳 澤 緑	札幌市教育委員会指導担当係長
山 本 展 三	保育指導課運営指導係長
高 橋 由美子	保育指導課指導担当係長

平成 27 年度 札幌市保育所児童保育要録改訂会議メンバー

富 岡 美 織	北の星東札幌保育園長
長 浜 裕 樹	もいわ中央保育園長
川 崎 一 美	手稲区保育・子育て支援センター保育係長
高 坂 智 子	子育て支援課指導担当係長

平成 30 年度 札幌市保育所児童保育要録様式等作成プロジェクトメンバー

齋 藤 曜 子	栄保育園長
水 岡 路 代	中の島保育所長
佐々木 美智子	札幌愛隣館第二保育園長
石 井 弥生子	厚別共栄保育園長
川 崎 一 美	札幌市白石区保育・子育て支援センター保育係長
小笠原 純 子	札幌市豊平区保育・子育て支援センター保育係長
浅 利 光 昌	札幌市青葉保育園長
京 藤 利 佳	札幌市子育て支援課指導担当係長

令和 5 年度 札幌市保育所児童保育要録改訂検討会議メンバー

水 岡 路 代	認定こども園中の島保育園長
齋 藤 曜 子	認定こども園栄保育園長
石 井 弥生子	厚別共栄保育園長
辻 石 朱 美	もみじ台南保育園長
竹 内 佳 子	札幌市豊平区保育・子育て支援センター保育係長
横 山 小百合	札幌市子育て支援課指導担当係長